

障害児・障害者の相談支援事業に係る消費税等を支払います



令和5年（2023年）8月29日
東海市記者会見資料
社会福祉課、女性・子ども課

障害児・者相談支援事業における消費税の取扱いについては、これまで非課税として取り扱ってきましたが、改めて関係法令を確認した結果、相談の種別によって課税と非課税が区分されており、本市が委託している相談事業は課税と判断されることとなったことから、本市の委託事業者である市内の2法人においては、税務署に対し、税の修正申告が必要となり、当該修正申告に伴い発生する費用（消費税、延滞税）について、市が負担するものです。

【内容】

- 対象事業 障害者相談支援事業（社会福祉課）、障害児相談支援事業（女性・子ども課）
- 対象法人 2法人（社会福祉法人さつき福祉会、株式会社波音）

<過年度分の消費税の支払い>

委託料		「未払金」として補正対応 (社会福祉課・女性・子ども課合計)	
(2法人合計)		過年度分の消費税	延滞税
H30	70,331,500円	4,168,323円	556,043円
R1	79,441,160円	5,430,164円	
R2	81,749,000円	5,865,470円	
R3	84,289,160円	5,964,543円	
R4	84,289,160円	6,025,612円	
計		27,454,112円	556,043円
		28,010,155円	

<令和5年度分の消費税の支払い>

委託料		変更契約の「委託料」として補正対応 (社会福祉課・女性・子ども課合計)
(2法人合計)		追加する消費税
R5	84,289,160円	8,428,916円



【予算措置】

<歳出> 障害者相談支援事業 29,636千円(社会福祉課)
障害児相談支援事業 6,804千円(女性・子ども課)

問合せ

担当：社会福祉課：宇賀神（うがじん）
女性・子ども課：島袋（しまぶくろ）
052-603-2211, 0562-33-1111
(内線 社128, 女688)